

群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会規程

平成16. 4. 1 制 定
改正 平成19. 1. 9 平成20. 3. 11
平成22. 4. 1 平成24. 4. 10
平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
平成26. 12. 9 平成28. 4. 12
平成29. 5. 9 平成30. 4. 1
令和 2. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に，群馬大学医学部附属病院医療業務安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は，本院における医療業務の安全を管理し，医療事故の防止を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本院において重大な問題その他委員会において取り扱うことが適当な問題が発生した場合における速やかな原因の究明のための調査及び分析に関すること。
- (2) 前号の分析の結果を活用した医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の立案及び実施並びに従事者への周知に関すること。
- (3) 前号の改善のための方策の実施の状況の調査及び必要に応じた当該方策の見直しに関すること。
- (4) 入院患者が死亡した場合における当該死亡の事実及び死亡前の状況に関する医療の質・安全管理部への報告の実施の状況の確認並びに確認結果の病院長への報告に関すること。
- (5) 入院患者の死亡以外の場合であって，通常の過程では必要がない処置又は治療が必要となったものとして病院長が定める水準以上の事象が発生したときにおける当該事象の発生の事実及び発生前の状況の医療の質・安全管理部への報告の実施の状況に関する確認並びに確認結果の病院長への報告に関すること。
- (6) 前2号に規定する実施の状況が不十分な場合における適切な報告のための本院職員への研修及び指導に関すること。
- (7) 医療の質・安全管理部が行う医療安全に資する診療内容のモニタリングの内容に関すること。
- (8) 本院の全職員に受講させる医療安全に関する研修に関すること。
- (9) 医療業務の安全管理指針に係る病院長への提言に関すること。

(10) その他医療業務の安全管理に関する必要な事項

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長(医療安全管理責任者)
- (3) 病院長が指名する病院長補佐
- (4) 医療の質・安全管理部長
- (5) 医療機器安全管理責任者
- (6) 医薬品安全管理責任者
- (7) 放射線安全管理者
- (8) 臨床倫理委員会専門委員会委員長
- (9) 死亡症例検証委員会委員長
- (10) 手術部長又は手術部副部長
- (11) 集中治療部長又は集中治療部副部長
- (12) 病理部長
- (13) 感染制御部長
- (14) システム統合センター長
- (15) 臨床試験部長
- (16) 診療情報管理部長
- (17) 保険診療管理センター長
- (18) 薬剤部長
- (19) 看護部長
- (20) 先端医療開発センター長
- (21) 事務部長
- (22) ゼネラルリスクマネージャー
- (23) その他病院長が必要と認める者 若干人

(任 期)

第5条 前条第3号及び第22号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第7条 委員会は、原則として毎月1回会議を開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、安全管理対策に関する具体的な事項を検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。